

## 令和8年度会計年度任用職員募集案内（福祉相談支援員（予定））

1 【職種】 会計年度任用職員（福祉相談支援員（予定））

2 【業務内容】 ①【生活支援コーディネーター】

高齢者が安心して住み続けられるまちづくりを推進するため、地区保健福祉センターに「生活支援コーディネーター」を配置しています。地域で活動する方々の支援や地域活動の担い手の育成のほか、地域で必要とされているニーズを把握し、ニーズと既存資源とのマッチング、住民とさまざまな機関・企業等とのつなぎなどを行います。

②【アウトリーチ支援員（欠員代替職員）】

「重層的支援体制整備事業」の中で、現在必要な支援が届いていない人に支援を届ける「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を実施しています。ひきこもりの状態にある方や自ら支援を求めることが困難な方、複合的な課題を抱える方及びそのご家族を対象に、行政機関や相談支援機関等の関係機関と連携しながら早期発見に努め、訪問等を通じて信頼関係を築き、寄り添い伴走しながら適切な機関やサービスにつなぐ支援を行います。また、継続的に支援が届く環境を整えるとともに、支援プラン作成や情報共有を通じて地域の関係機関との連携を推進し、必要な支援を円滑に進めます。

※雇入れ直後：①・②いずれかの業務

変更の範囲：福祉相談支援員（予定）における業務の範囲

3 【採用人数】 業務内容①、② 各1名 合計2名

※ ①・②の両方を申込むことができます。両方申し込む場合は、第1希望で採用されなかった場合、第2希望で採用される場合があります。

4 【任用期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※契約の更新：①有、②無

更新上限：①・②ともに無

5 【給与】 福祉相談支援員 月額 245,003 円

※通勤手当（上限150,000円）、賞与の支給あり

※上記の額は、令和8年4月1日の見込となります。採用までに給与関係の条例、規則等が改正され、上記内容と異なる場合は、それらの規定に拠ります。

6 【社会保険】 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入

7 【要勤務日】 原則週4日（ただし、業務の状況により変更あり）

- 8 【勤務時間】 午前8時45分から午後4時45分まで（週29時間）または  
午前9時から午後5時まで（週29時間）  
(1日：7時間15分勤務 45分休憩)
- 9 【休　　日】 ・土曜日、日曜日、祝日及び月曜日から金曜日までの間で指定する一日  
(ただし、業務の状況により変更あり)  
・年末年始（12月29日から1月3日まで）
- 10【休　　暇】 年次有給休暇、特別休暇あり（規則により日数等を決定）
- 11【主な勤務地】 茨木市地区保健福祉センター（市内5か所のいずれか）または茨木市役所内  
※勤務地敷地内に職員用駐車場はありません。
- 12【受験資格】 勤務地への通勤が可能で、次の資格要件をすべて満たす者
- (1)資格等
- ・社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保健師、作業療法士、看護師のいずれかの資格を取得済み又は令和8年3月31日までに取得見込みの者
  - ・自転車の運転ができる者
  - ・一般的なパソコン操作（Word、Excel等）ができる者
- (2)年齢は特に問いません。
- (3)次の各号のいずれにも該当しない者
- ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ②茨木市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 13【採用選考】 一次 書類・小論文審査  
二次 面接  
※ ①・②の両方を申し込んだ場合は、第1希望で採用されなかった場合、第2希望で採用される場合があります。
- 14【面接予定日】 令和8年2月下旬予定  
※詳細については一次選考合格者に個別にご案内します。

15【面接会場】 茨木市役所（茨木市駅前三丁目8番13号）

16【申込期間】 令和8年2月2日（月）から2月18日（水）午後5時まで  
郵送又は直接担当課窓口持参（いずれも期限までに必着）

17【提出書類】  
(1)採用試験申込書  
(2)履歴書（顔カラー写真貼付）  
(3)有資格者であることを証明する書類の写し（例：資格者証など）（取得見込の者は取得後提出のこと）  
(4)小論文  
①テーマ「生活支援コーディネーターとしてやりたいこと」  
②テーマ「あなたのこれまでの経験で培った長所や特技は何ですか。また、それをアウトリーチ支援員業務においてどのように活かせると考えますか。」  
(800字程度、様式任意、氏名記載)  
※①②の両方を申込む際は、第1希望のテーマのみ提出してください。  
※郵送の場合、必ず簡易書留郵便等で送付してください。

18【提出先】 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号  
茨木市福祉部地域福祉課 会計年度任用職員募集担当 宛

19【問合せ】  
①茨木市福祉部地域福祉課 担当：福山、山本  
電話：072-620-1634 E-mail：[chiikifukushi@city.ibaraki.lg.jp](mailto:chiikifukushi@city.ibaraki.lg.jp)  
②茨木市福祉部福祉総合相談課 担当：鈴木、柿本  
電話：072-655-2758 E-mail：[seikatsu-shien@city.ibaraki.lg.jp](mailto:seikatsu-shien@city.ibaraki.lg.jp)  
※土曜日、日曜日、祝日の対応は行っておりませんのでご注意ください。  
※受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで

20【備考】  
(1)選考結果は合否にかかわらず、郵送にて通知します。  
(2)電話等による合否の問い合わせには応じません。  
(3)「採用試験申込書」は、茨木市地域福祉課のホームページからダウンロード、又は茨木市役所南館2階地域福祉課窓口（15番窓口）及び福祉総合相談課窓口（16番窓口）にて配布します。  
(4)提出書類については返却しません。  
採用試験申込書等に記載された情報は、この試験の円滑な遂行のため  
に用い、それ以外の目的には一切使用しません。  
(5)採用試験申込書の記載事項等に不備のある場合は、返却することがあり、このために生じた申込みの遅延等については責任を負いませんので、受験手続には十分ご注意ください。

- (6)採用後、こども・高齢者・障害者・生活困窮など、採用時と異なる分野・部署の相談・支援業務に任用する場合があります。また、部署によっては、勤務日・時間・場所が変更となる可能性があります。
- (7)茨木市議会において令和8年度予算が議決されない場合等には、採用を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。